

電子申告にご協力をお願いします

マイナンバーについて

- ・個人の確定申告の時期となりました。平成 28 年から、税務署に書類により申告書等を提出する際には、原則として、その申告書等に個人の方は個人番号（12 桁）を記載する必要があります。
- ・上記に加えて、当事務所にご依頼いただき、書類により申告書等を提出する際には、お客様の番号確認書類として通知カード等のコピーを添付して提出する必要があります。
- ・しかしながら、電子申告で申告を行えば番号確認書類の添付提出は不要となります。

電子申告のメリット

- ・電子申告で所得税の申告を行えば、還付が早く行われます。
電子申告の場合、添付書類の省略制度があり、税務署に書類を提出する必要があるものが少なくなります。書類を郵送する必要が少ないため速やかに申告することができます。押印をいただく必要もありません。
- ・書類で申告書を出す場合、書類に不備がある場合、還付までに時間がかかることがあります。

世の中の流れでもあります

- ・電子申告の運用が開始されて 10 年以上経過していますが、大きなトラブル等は起きておらず、当事務所の大半のお客様は電子申告にご協力いただいています。
- ・税務分野だけではなく、行政手続きの電子化は国として推進しています。民間においてもこの流れは同様です。

電子申告にご協力をお願いします！



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083
愛知県豊橋市下地町横山 45 番地の 1
TEL : 0532-53-5333 FAX : 0532-53-5118